

別図

定期事業者検査時の安全管理の計画

定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-1	5-2	5-1	4	3
RCS 水位		未臨界維持機能	第 20 条 停止余裕	モード 3、4	・停止余裕 : 1.0%Δ/k 以上 ・停止余裕 : 1.0%Δ/k 以上	-	×	×	-	-	-	-	-	×	×	×	×	
RCS 水位		第 22 条 減速材温度係数	モード 3	-	・減速材温度係数 : $-94 \times 10^{-3} \Delta k / ^\circ C$ 以上	-	×	×	-	-	-	-	-	×	×	×	×	
RCS 水位		第 8.6 条 1 次冷却材中のほう素濃度	モード 6	-	・1 次冷却材中のほう素濃度 : 2800ppm 以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	
放射性物質の閉じ込め機能、放射線の逃げ及び放出低減機能		第 5.0 条 1 次冷却材中のほう素濃度	モード 3 (1 次冷却材温度が 260°C 以上)	-	・1 次冷却材中のほう素濃度 : 4.0 × 10Bq/cm ³ 以下	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	
放射性物質の閉じ込め機能、放射線の逃げ及び放出低減機能		第 5.6 条 原子炉格納容器	モード 3、4	-	・原子炉格納容器は、重大事故等対処設備に乗ねる。 ・原子炉格納容器の機能が健全であること ・原子炉格納容器エアロロックが動作可能(健全であること、および原子炉格納容器エアロロックが閉止可能(閉止状態であることを含む)であること。モード 4 の原子炉格納容器バージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロロックの両方のドアを開放する場合)適用しない) ・原子炉格納容器隔離弁が動作可能(閉止可能(閉止状態であることを含む))	・原子炉格納容器 ・原子炉格納容器エアロロック ・原子炉格納容器エアロロックが動作可能(健全であること、および原子炉格納容器エアロロックが閉止可能(閉止状態であることを含む)であること。モード 4 の原子炉格納容器バージ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロロックの両方のドアを開放する場合)適用しない)	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性物質の閉じ込め機能、放射線の逃げ及び放出低減機能		第 6.4 条 原子炉格納容器スプレイ系	モード 3、4	-	・原子炉格納容器スプレイ系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・原子炉格納容器スプレイ系が動作可能(原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第 9.0 条(表 9.0-1-6)の運転上の制限も確認)原子炉格納容器スプレイ系の弁開閉点検を行う場合、2 時間に限り適用しない) ・よう素除去薬品タンクのヒドラジン濃度 : 35wt%以上 ・よう素除去薬品タンクのヒドラジン溶解量(有効水量) : 2.0m ³ 以上	・原子炉格納容器スプレイ系 ・よう素除去薬品タンク	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
放射性物質の閉じ込め機能、放射線の逃げ及び放出低減機能		第 6.5 条 アニュラス空気浄化系	モード 3、4	-	・アニュラス空気浄化系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・アニュラス空気浄化系 2 系統動作可能(アニュラス空気浄化系が動作不能時は第 9.0 条(表 9.0-1-1)の運転上の制限も確認)	・アニュラス空気浄化系	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
放射性物質の閉じ込め機能、放射線の逃げ及び放出低減機能		第 6.6 条 アニュラス	モード 3、4	-	・アニュラスの機能が健全であること(原子炉格納容器内およびアニュラス内の機器の操作、点検等のため扉を開閉する間、適用しない)	・アニュラス	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
放射性物質の閉じ込め機能、放射線の逃げ及び放出低減機能		第 7.7 条 安全補機室空気浄化系	モード 3、4	-	・2 系統が動作可能	・安全補機室空気浄化系	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	×	
放射性物質の閉じ込め機能、放射線の逃げ及び放出低減機能		第 8.7 条 放射性物質放	モード 6 (キャビティ高水	-	・原子炉キャビティ水位 E.L.32.2 m 以上(原子炉格納容	・原子炉キャビティ	△	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△	

定期事業者検査時の安全管理の計画

(2/25)

主要工程			燃料取出 燃料接荷 起動試験 起動前弁点検 起動試験 起動試験 △並列												RCS降溫 Rノバ開放 1次系ポンプ他点検 RCS漏えい検査 Rノバ組立 調整運転															
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容												開連設備	RCS降溫 Rノバ開放 1次系ポンプ他点検 RCS漏えい検査 Rノバ組立 調整運転														
出の防止機能	原子炉キャビティ水位	位)	器内の燃料移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ水抜きによりモード6(低水位)に移行する場合、運転上の制限を適用しない)												3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	モード外	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
第 8 条の 2 原子炉格納容器実通部	モード5、6		<ul style="list-style-type: none"> ・機器ハッチが全ボルトで閉じられていること(原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合、運転上の制限を満足していないとはみなさない)。 ・原子炉格納容器工アロック ・原子炉格納容器ハウンダ ・原子炉格納容器隔離弁 ・原子炉格納容器ポンプ停止中に余熱除去系統による冷却時、加圧器安全弁が健全であることをおよび加圧器水位が1.0～3.0%の範囲内にある場合。 ・原子炉キャビティ水位がE-L32.2m以上である場合。 ・各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能(閉止状態であることを含む)。 ・その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であることを含む)、隔離弁以外について閉止していること(閉止状態であることは等価なものは、閉止する条件によっては閉止不可能である)。 ・原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、運転上の制限を満足しないとはみなさない)。 																											
第 8 9 条 使用済燃料ピットの水位および水温	モード3	全モード	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット水位：E-L32.2m以上(照射済燃料の移動を行っていない場合は適用しない) ・使用済燃料ピット水温：85°C以下 ・蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・蒸気発生器による熱除去系が動作不能時は、第9.0条(表9.0-8)の運転上の制限も確認、 ・制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中の制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、 ・余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・余熱除去系(動作不能時は、第9.0条(表9.0-4)の運転上の制限も確認)または蒸気発生器による熱除去系(動作不能時は、第9.0条(表9.0-8)の運転上の制限も確認)のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中 																											
原子炉停止後 除熱機能 1次冷却系	モード4		<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器による熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中の制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、 ・余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・余熱除去系(動作不能時は、第9.0条(表9.0-4)の運転上の制限も確認)または蒸気発生器による熱除去系(動作不能時は、第9.0条(表9.0-8)の運転上の制限も確認)のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中 																											
第 3 8 条 1次冷却系	モード5-1		<ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・余熱除去系(動作不能時は、第9.0条(表9.0-4)の運転上の制限も確認)または蒸気発生器による熱除去系(動作不能時は、第9.0条(表9.0-8)の運転上の制限も確認)のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中 																											
第 3 9 条 1次冷却系			<ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去系(動作不能時は、第9.0条(表9.0-4)の運転上の制限も確認)のうち、2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中 																											

定期事業者検査時の安全管理の計画

定期事業者検査時の安全管理の計画

(4/25)

主要工程		燃料取出										起動試験		起動前弁点検		起動試験		起動前弁点検		△並列																			
		△解列 RCS降溫		Rノバ開放		燃料接荷		Rノバ開放		Rノバ組立		RCS漏えい検査		RCS漏えい検査		RCS漏えい検査		RCS漏えい検査		調整運転																			
項目	保安規定条文	要求内容										開連設備										RCS水位																	
		能検査完了までを除く)										3 4 5-1 5-2 6-1 6-2 モード外 6-2 6-1 5-2 5-1 4 5-1 4 3										RCS水位																	
第 6.8 条 主蒸気隔離弁	モード 3	能 能検査完了までを除く)	原子炉熱出力 80%超 : 5 回 原子炉熱出力 60%超で、かつ 60%以下 : 4 回 原子炉熱出力 40%超で、かつ 60%以下 : 3 回 原子炉熱出力 40%以下 : 2 回	・主蒸気隔離弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・主蒸気隔離弁が閉止可能（閉止状態にある場合は、適用しない） ・主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能（閉止または手動弁で隔離された状態にある場合は、適用しない）	・主蒸気隔離弁 ・主給水隔離弁 ・主給水制御弁 ・主給水バイパス制御弁	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																	
第 6.9 条 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	モード 3	能 能検査完了までを除く)	・主蒸気隔離弁がし弁は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・主蒸気隔離弁がし弁の手動での開閉ができること（主蒸気隔離弁がし弁が動作不能時は、第 9.0 条（表 9.0-9）の運転上の制限も確認）	・主蒸気隔離弁 ・主蒸気隔離弁がし弁	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																	
第 7.0 条 主蒸気逃がし弁	モード 3、4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	能 能検査完了までを除く)	・補助給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・電動補助給水ポンプによる 2 系統およびタービン動捕助給水ポンプ ・助給水ポンプによる 1 系統が動作可能（タービン動捕助給水ポンプにて試運転に係る調整を行っている場合は適用しない）（補助給水系が動作不能時は、第 9.0 条（表 9.0-8）の運転上の制限も確認）	・補助給水系 ・電動補助給水ポンプ ・タービン動捕助給水ポンプ	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																	
第 7.1 条 補助給水系	モード 3	能 能検査完了までを除く)	・補助給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・電動補助給水ポンプによる 2 系統およびタービン動捕助給水ポンプによる 1 系統が動作可能（タービン動捕助給水ポンプにて試運転に係る調整を行っている場合は適用しない）（補助給水系が動作不能時は、第 9.0 条（表 9.0-8）の運転上の制限も確認） ・補助給水系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・電動補助給水ポンプによる 1 系統以上が動作可能（補助給水系が動作不能時は、第 9.0 条（表 9.0-8）の運転上の制限も確認）	・補助給水系 ・電動補助給水ポンプ ・タービン動捕助給水ポンプ	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																	
モード 4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	モード 3、4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	能 能検査完了までを除く)	・蓄圧タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・蓄圧タンクの有效水量（有効水量 : 730m ³ 以上（水量 : 730m ³ 以上）を確認する場合は、第 9.0 条（表 9.0-14）の運転上の制限も確認） ・蓄圧タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・蓄圧タンクの有效水量（有効水量 : 27.0m ³ 以上）を確認する場合は、第 9.0 条（表 9.0-14）の運転上の制限も確認） ・蓄圧タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・蓄圧タンクの有效水量（有効水量 : 28000ppm 以上）を確認する場合は、第 9.0 条（表 9.0-14）の運転上の制限も確認） ・蓄圧タンクの有效水量（有効水量 : 4.0 MPa [gage] 以上）を確認する場合は、第 9.0 条（表 9.0-14）の運転上の制限も確認） ・蓄圧タンクの出口弁全開	・復水ピット ・蓄圧タンク ・蓄圧タンクの有效水量（有効水量 : 27.0m ³ 以上）を確認する場合は、第 9.0 条（表 9.0-14）の運転上の制限も確認） ・蓄圧タンク ・蓄圧タンクの有效水量（有効水量 : 28000ppm 以上）を確認する場合は、第 9.0 条（表 9.0-14）の運転上の制限も確認） ・蓄圧タンク ・蓄圧タンクの出口弁全開	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																
第 7.2 条 復水ピット	モード 3、4（蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合）	能 能検査完了までを除く)	・復水ピットは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・復水ピットのためには、重油を用いて蓄圧タンクの水を充満する。	・復水ピット	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																	
第 5.1 条 蓄圧タンク	モード 3 (1 次冷却材圧力が 6.38MPa [gage] 以上)	能 能検査完了までを除く)	・蓄圧タンクは、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・蓄圧タンクの有效水量（有効水量 : 27.0m ³ 以上）を確認する場合は、第 9.0 条（表 9.0-14）の運転上の制限も確認） ・蓄圧タンクの有效水量（有効水量 : 4.0 MPa [gage] 以上）を確認する場合は、第 9.0 条（表 9.0-14）の運転上の制限も確認） ・蓄圧タンクの出口弁全開	・蓄圧タンク ・蓄圧タンクの有效水量（有効水量 : 27.0m ³ 以上）を確認する場合は、第 9.0 条（表 9.0-14）の運転上の制限も確認） ・蓄圧タンク ・蓄圧タンクの有效水量（有効水量 : 4.0 MPa [gage] 以上）を確認する場合は、第 9.0 条（表 9.0-14）の運転上の制限も確認） ・蓄圧タンクの出口弁全開	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																	
第 5.2 条 非常用炉心冷却系	モード 3	能 能検査完了までを除く)	・高圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・低圧注入系は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・高圧注入系の 2 系統が動作可能（動作不能時は、第 9.0 条（表 9.0-3 および表 9.0-4）の運転上の制限も確認） ・低圧注入系の 2 系統が動作可能（動作不能時は、第 9.0 条（表 9.0-4）の運転上の制限も確認） ・高圧注入系の 2 系統が動作可能（動作不能時は、第 9.0 条（表 9.0-4）の運転上の制限も確認） ・低圧注入系の 2 系統が動作可能（動作不能時は、第 9.0 条（表 9.0-4）の運転上の制限も確認）	・高圧注入系 ・低圧注入系	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																

定期事業者検査時の安全管理の計画

定期事業者検査時の安全管理の計画

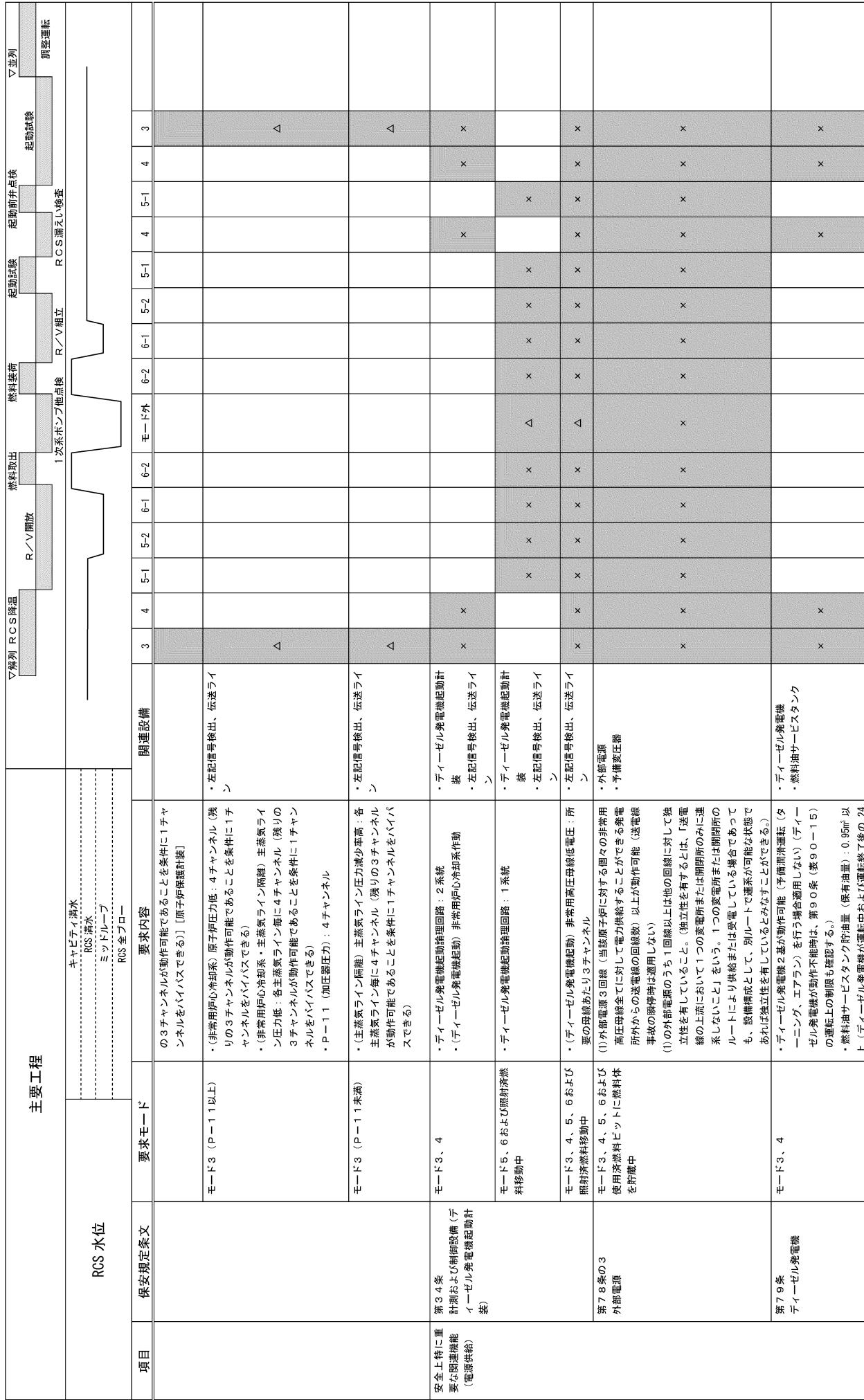
(6/25)

主要工程		燃料取出 燃料荷下 起動試験 起動前弁点検 起動試験 起動試験 ▽並列													
		△解列 RCS降温 Rノンバ開放			1次系ホンブ他点検 Rノンバ組立			RCS漏えい検査			調整運転				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容												
項目	要求内容	開連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	5-1	4	5-1	4	3
第 4.7 条 1 次冷却材漏えい率	モード 3、4	ンク圧力が 1 次冷却材圧力以下であることを条件に 1 基毎に漏難解除を許容)	・原子炉格納容器サンブ水位計および炉内計装用シングル配管室ドレンビット漏えい検出装置によって測定される未確認の漏えい率：0.123m ³ /h 以下（炉内計装用シンブル配管室ドレンビット漏えい検出装置によって測定される漏えい率は全て未確認の漏えい率とみなす） ・原子炉格納容器サンブ水位計によって測定される原子炉冷却材圧力バウンダリ以外からの漏えい率：2.3m ³ /h 以下 ・原子炉格納容器サンブ水位計および炉内計装用シンブル配管室ドレンビット漏えい検出装置が動作可能	・1 次冷却材系統 ・原子炉格納容器サンブ水位計 ・炉内計装用シンブル配管室ドレンビット漏えい検出装置	・蒸気発生器細管 ・蒸気発生器プローダーウンモニタ ・蒸気発生器細管漏えい監視装置（蒸気発生器プローダーウンモニタ）が動作可能（ブロント状態により監視ができるない場合、洗浄等を除く）	・余熱除去系漏難弁 ・余熱除去系逃がし弁	・左記信号検出、伝送ライ								
第 4.8 条 蒸気発生器細管漏えい監視	モード 3、4	モード 3、4	・1 次冷却材系統から余熱除去系への漏えいがないこと（余熱除去系の逃がし弁が作動していないこと）	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ		
第 4.9 条 余熱除去系への漏えい監視	モード 3、4、5（原子炉トリップ遮断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合）	モード 3、4、5（原子炉トリップ遮断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合）	・手動原子炉保護系論理回路：4 系統 ・中性子原領域中性子束高：2 チャンネル（中間領域中性子束高）2 チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6 リセット時においては、2 チャンネルをバイパスすることを許容。「中性子原領域炉停止中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2 時間に限り、1 チャンネルをバイパスをすることを許容。）	・原子炉保護系計装	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ		
工学的安全施設及び原子炉停止系への作動信号の発生機能	モード 3、4、5（原子炉保護系計装）	モード 3、4、5（原子炉保護系計装）	・中性子原領域中性子束高：1 チャンネル（監視機能のみ） ・原子炉格納容器内の燃料移動中の場合	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ		
モード 3、4、5（原子炉トリップ遮断器が開放されている場合）	モード 6（原子炉格納容器内の燃料移動中の場合）	モード 6（原子炉格納容器内の燃料移動中の場合）	・中性子原領域中性子束高：1 チャンネル（監視機能のみ） ・中性子原領域中性子束高：2 チャンネル（監視機能のみ） ・中性子原領域中性子束高：2 チャンネル（監視機能のみ）	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ		
モード 3、4、5（原子炉保護系計装）	モード 3、4	モード 3、4	・非常用炉心冷却系作動論理回路：2 系統※ ・原子炉格納容器スブレイ系作動論理回路：2 系統※ ・（原子炉格納容器スブレイ系・原子炉格納容器隔離口・格納容器換気空調隔壁）手動起動：4 チャンネル ・原子炉格納容器隔離口・作動論理回路：2 系統※ ・（原子炉格納容器隔離口・格納容器換気空調隔壁）手	・非常用炉心冷却系作動計装 ・原子炉格納容器スブレイ ・原子炉格納容器隔離口作動計装 ・原子炉格納容器隔離口作動計装	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ	・左記信号検出、伝送ライ		

定期事業者検査時の安全管理の計画

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備											
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	5-1	4		
RCS 水位	キヤビティ満水 RCS 満水 ミッドループ RCS 全プロー	動起動・2 チャンネル	動起動、燃料取出 原子炉格納容器隔壁 A と非常用用心系制御系統 原子炉格納容器隔壁 B と作動論理回路：2 系統※ 原子炉格納容器隔壁 A と非常用用心系低電圧信号に よる隔壁作動論理回路：2 系統※ 原子炉格納容器隔壁 A と非常用用心系低電圧信号に よる隔壁作動論理回路：2 系統※ 原子炉格納容器隔壁 A と非常用用心系低電圧信号に よる隔壁作動論理回路：2 系統※ 原子炉格納容器隔壁 A と非常用用心系低電圧信号に よる隔壁作動論理回路：2 系統※ ※ 1：原子炉保護系論理回路の機能検査時において残り 1 系統が動作可能であることを条件に 2 時間に限り 1 系統バイパスすることができる。(本表において同じ) モード 3	・原子炉格納容器隔壁 A と非常用用心系制御系統 ・原子炉格納容器隔壁 B と作動論理回路：2 系統※ ・原子炉格納容器隔壁 A と非常用用心系低電圧信号に よる隔壁作動論理回路：2 系統※ ・原子炉格納容器隔壁 A と非常用用心系低電圧信号に よる隔壁作動論理回路：2 系統※ ・原子炉格納容器隔壁 A と非常用用心系低電圧信号に よる隔壁作動論理回路：2 系統※ ・原子炉格納容器隔壁 A と非常用用心系低電圧信号に よる隔壁作動論理回路：2 系統※ ・左記信号検出、伝送ライ ン、 ・左記信号検出、伝送ライ ン、 ・左記信号検出、伝送ライ ン、 ・左記信号検出、伝送ライ ン、 ・左記信号検出、伝送ライ ン、 ・左蒸気ライン隔壁作動計 表、 ・左記信号検出、伝送ライ ン、 ・左蒸気ライン隔壁作動計 表、 ・左記信号検出、伝送ライ ン、 ・左蒸気ライン隔壁作動計 表、 ・左蒸気ライン隔壁作動計 表、 ・左蒸気ライン隔壁作動計 表、 モード 3 (主蒸気隔壁が 閉じている場合は除く)	・左蒸気ライン隔壁作動論理回路：2 系統※ ・主蒸気ライン隔壁、手動起動、2 チャンネル ・主蒸気ライン隔壁、原子炉格納容器圧力異常高：4 チャンネル(残りの 3 チャンネルが動作可能であるこ とを条件に 1 チャンネルをハイバスできる) ・主蒸気ライン隔壁、主蒸気ライン圧力低：各主蒸氣 ライン毎に 4 チャンネル(残りの 3 チャンネルが動作 可能であることを条件に 1 チャンネルをハイバスでき る) ・主蒸気ライン隔壁、主蒸気ライン圧力減少率高：各 主蒸気ライン毎に 4 チャンネル(残りの 3 チャンネル が動作可能であることを条件に 1 チャンネルをハイバ スできる) モード 3 (主給水隔壁弁、主 給水制御弁、主給水ハイバ ス制御弁が閉止または隔壁さ れていている場合は除く)	・給水隔壁作動論理回路：2 系統※ ・(給水隔壁) 蒸気発生器水位異常高：1 基あたり 4 チ ャンネル(残りの 3 チャンネルが動作可能であること とを条件に 1 チャンネルをハイバスできる) ・(給水隔壁) 非常用用心系作動 ・(給水隔壁) 1 次冷却却材平均温度低と原子炉トリップ の一致：[1 次冷却却材平均温度低：4 チャンネル(残り	△	△	△	△	△	△	△	△	△

定期事業者検査時の安全管理の計画



定期事業者検査時の安全管理の計画

(9/25)

主要工程		要求内容														
項目	保安規定条文	要求モード			開通設備											
		時間は適用しない)	モード5、6およびモード外	モード3、4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	モード外	5-1	4	5-1	4	3
第 8 0 条 ディーゼル発電機	モード5、6およびモード外 モード3、4、5、6およびモード外 モード3、4	・ディーゼル発電機は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・ディーゼル発電機2基が動作可能であること（ディーゼル発電機が動作不能時は、第90条（表90-15）の運転上の制限も確認する。ディーゼル発電機の予備供給が可能な場合、他の号令の場合は、所要の電力供給が可能となる。） ・ディーゼル発電機（ターニング、エラン）を行う場合適用しない） ・ディーゼル発電機には非常用発電機（所要の電力供給が可能なものをいい、複数の号令で共用することができる）1基を含めることができる） ・上記ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンク貯油量（保有油量）：0.95m ³ 以上（ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない）	・ディーゼル発電機（運用来を開発するまでは、所要の電力供給が可能となる。） ・通常用発電機（運用来を開発するまでは、所要の電力供給が可能となる。） ・ディーゼル発電機（運用来を開発するまでは、所要の電力供給が可能となる。） ・燃料油サービスタンク	・ディーゼル発電機（運用来を開発するまでは、所要の電力供給が可能となる。） ・通常用発電機（運用来を開発するまでは、所要の電力供給が可能となる。） ・ディーゼル発電機（運用来を開発するまでは、所要の電力供給が可能となる。） ・燃料油サービスタンク	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第 8 1 条 ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	モード3、4、5、6およびモード外 モード3、4	・所要のディーゼル発電機の燃料貯蔵タンクおよび重油タンクの合計油量（燃料貯蔵タンクの油量（保有油量）128m ³ 以上を含む。）：297m ³ 以上※ ² ・所要のディーゼル発電機の潤滑油タンクの油量（保有油量）：5.5m ³ 以上※ ² ・所要のディーゼル発電機の起動空気ダメ圧力：2.500kPa[gage]以上※ ² (燃料貯蔵タンクおよび重油タンクの油量を確認する場合は、第90条（表90-15）の運転上の制限も確認する。) ※2：予備開通運転（ターニング、エラン）を行う場合適用しない。ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない。	・燃料油サービスタンク ・ディーゼル発電機潤滑油タンク ・ディーゼル発電機起動空氣	・ディーゼル発電機燃料貯蔵タンク ・ディーゼル発電機潤滑油タンク ・ディーゼル発電機起動空氣	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
第 8 2 条 非常用直流電源	モード5、6およびモード外 モード3、4	・蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・非常用直流電源2系統蓄電池（安全防護系用）蓄電池が動作不能時は、第90条（表90-15）の運転上の制限（充電器のいすれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能）が動作可能	・非常用直流充電器 ・非常用直流蓄電池	×												
第 8 3 条 非常用直流電源	モード5、6およびモード外 モード3、4	・蓄電池は、重大事故等対処設備を兼ねる。 ・蓄電池が動作不能時は、第90条（表90-15）の運転上の制限（充電器または予備充電器のいすれかをいい、両方が機能喪失した場合、動作不能）が動作可能	・非常用直流充電器 ・非常用直流蓄電池	×												
第 8 4 条 所内非常用母線	モード3、4	・次の所内非常用母線が受電していること（電源の自動切替の間は適用しない） ・2つの非常用高圧母線 ・4つの非常用低圧母線	・非常用高压母線 ・非常用低压母线 ・非常用計器用母线	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	

定期事業者検査時の安全管理の計画

(10/25)

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備										燃料取出	燃料荷台	起動試験	起動前弁点検	起動試験	△並列
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	モード外	6-1						
第 8.5 条 RCS 水位	モード 5、6 および照射済燃料移動中 所内非常用母線	モード 5、6 および照射済燃料移動中 所内非常用母線	・2つの非常用直流水線 ・4つの非常用計算器用母線																
第 7.3 条 原子炉補機冷却水系	モード 3、4	モード 3、4	・原子炉補機冷却水系は、重大事故等対応設備を兼ねる。 所要の設備の維持に必要な次の新内非常用母線が受電していること（電源の自動切替の間は適用しない） ・非常用高圧母線 ・非常用低圧母線 ・非常用直流水線 ・非常用計算器用母線	・非常用高圧母線 ・非常用高圧母線 ・非常用直流水線 ・非常用計算器用母線															
安全上特に重要な関連機能 (海水系統)	モード 3、4	モード 3、4	・A 原子炉補機冷却海水系は、重大事故等対応設備を兼ねる。 原子炉補機冷却海水系統 2 系統が動作可能（A 原子炉補機冷却海水系が動作不能時は第 9.0 条（表 9.0-7）の運転上の制限も確認） ・原子炉補機冷却海水系統 2 系統が動作可能（A 原子炉補機冷却海水系が動作不能時は第 9.0 条（表 9.0-7）の運転上の制限も確認）	・原子炉補機冷却海水系	×	×												×	×
安全上特に重要な関連機能 (制御用空気系)	モード 3、4	モード 3、4	モード 3、4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	制御用空気圧力（母管圧力）: 0.6 MPa [gage] 以上	・中央制御室非常用循環系作動論理回路：所要の中央制御室非常用循環系につき 2 系統 ・中央制御室非常用循環系（手動起動：所要の中央制御室非常用循環系につき 2 チャンネル）	・制御用空気系	×	×									×	×	
安全上特に重要な関連機能 (制御室非常用循環系)	モード 3、4	モード 3、4	モード 3、4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	・中央制御室非常用循環系（手動起動：所要の中央制御室非常用循環系につき 2 チャンネル）	・中央制御室非常用循環系 ・左記信号検出、伝送ライン	・左記信号検出、伝送ライン	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
安全上特に重要な関連機能 (制御室及び氣空調系)	モード 3、4	モード 3、4	モード 3、4 および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	・中央制御室非常用循環系 ・左記信号検出、伝送ライン	・左記信号検出、伝送ライン	・左記信号検出、伝送ライン	×	×									×	×	
第 7.6 条 中央制御室非常用循環系 の安全停止機能 その他の機能	モード 3	モード 3	モード 3、4 および制御設備（中央制御室非常用循環系）	・中央制御室非常用循環系 ・中央制御室非常用循環系が動作不能時（中央制御室非常用循環系が動作不能時も確認）	・中央制御室非常用循環系 ・左記信号検出、伝送ライン	・左記信号検出、伝送ライン	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
制御室外から の安全停止機能	モード 3	モード 3	モード 3、4 制御および制御設備（中央制御室外原子炉停止装置）	・ほう酸ポンプ ・加圧器圧力	・中央制御室非常用循環系 ・左記信号検出、伝送ライン	・左記信号検出、伝送ライン	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
第 3.4 条 計測および制御設備（中央制御室外原子炉停止装置）	モード 3、4	モード 3、4	モード 3、4 制御および制御設備（中央制御室外原子炉停止装置）	・充てんポンプ ・加圧器後備ヒータ ・抽出水オリフィス隔離弁 ・海水ポンプ ・原子炉補機冷却水ポンプ ・電動補助給水ポンプ ・加圧器水位	・中央制御室外原子炉停止装置	・中央制御室外原子炉停止装置	・中央制御室外原子炉停止装置	×	×								×	×	

定期事業者検査時の安全管理の計画

定期事業者検査時の安全管理の計画

(12/25)

項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備												
				3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	3
第90条 (表90-4-3) 代替炉心注水ー日光てん ポンプ(自己冷却)による 代替炉心注水ー	モード3、4、5および6		・圧力 6.89MPa [gage] を越える場合) ・蓄圧タンク出口弁全開(手動での開弁および閉弁ができる場合) ・モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa [gage] 以下の場合)、 4、5および6(において圧力が 1.0MPa [gage] 以上であること。 ・蓄圧タンク4基、モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa [gage] 以下の場合)、4、5および6においては基盤) ・B光てんポンプ(自己冷却)による光てん注入系が動作可能(ポンプ手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) ・D光てんポンプ(自己冷却)による光てん注入系が動作可能(ポンプ手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること)													
第90条 (表90-4-4) 代替炉心注水ーA格納容 器スプレポンプ(RHRS -CSS連絡ランプ使用) による代替炉心注水ー	モード3、4、5および6		・A格納容器スプレポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替炉心注入系が動作可能(ポンプ手動起動(系統構成含む)でないこと) ・タクローリー													
第90条 (表90-4-5) 代替炉心注水ー可搬式 代替低圧注水ポンプによ る代替炉心注水ー	モード3、4、5および6		・可搬式代替低圧注水ポンプ が動作可能													
第90条 (表90-4-6) 代替再循環	モード3、4、5および6		・可搬式代替低圧注水ポンプ による代替再循環系が動作可能(ポンプ手動起動(系統構成含む)できること) ・B高压注入ポンプ(海水冷却)による高压代替再循環系が 動作可能(ポンプ手動起動(系統構成含む)できること) ・A格納容器スプレポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用) による代替再循環系が動作可能(ポンプ手動起動(系統構成含む)できること) ・タクローリー													
			・A格納容器スプレポンプ(RHRS-CSS連絡ライン使用) 1台 ・A格納容器スフレイ冷却器 1基 ・A格納容器スプレポンプ再循環サブポンプ リーン2基 ・B高压注入ポンプ(海水冷却) 1台 ・大容量ポンプ ・空冷式非常用送電装置 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク													

定期事業者検査時の安全管理の計画

定期事業者検査時の安全管理の計画

(14/25)

主要工程		燃料取出										起動試験		起動前弁点検		起動試験		△並列																																							
		△解列 RCS降溫		Rノンバ開放		燃料接管		Rノンバ開放		1次系ポンプ他点検		Rノンバ組立		RCS漏えい検査		RCS漏えい検査		調整運転																																							
項目	保安規定条文	要求モード		要求内容										関連設備		3		4		5-1		5-2		6-1		6-2		モード外		6-2		5-1		4		5-1		3																			
第90条 (表90-7-2) 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却	モード3、4、5および6	・大容量ポンプによる海水供給系(大容量ポンプから海水管接続口まで)2系統が動作可能										・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度／出口温度(SA)用) ・大容量ポンプ1台×2(3号炉および4号炉の合計) ・A、D格納容器再循環ユニット ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タックローリー										×		×		×		×		×		×		×		×		×																			
第90条 (表90-8-1) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)	モード3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	・復水ヒットを水源とした電動補助給水ポンプ(2台で1系統(本表に限る)による蒸気発生器への給水系1系統が動作可能(ボンブ手動起動・系統構成含む))できること、または運転中であること)										・復水ヒットを水源としたターボ・動捕・助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能(ボンブ手動起動(系統構成含む))できること、または運転中であること、原燃料ポンプ手動起動(モード3)においては運転中にいる場合は運転上の制限は適用しない、現場手動による起動を含む)										・電動補助給水ポンプ2台 ・タッピング動捕助給水ポンプ1台 ・蒸気発生器手動操作1台 ・復水ヒット ・空冷式非常発電装置 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タックローリー		△		△		△		△		△		△		△		△		△		△															
第90条 (表90-9-1) 蒸気発生器2次側(蒸気放出)	モード3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	・主蒸気逃がし弁が手動での開弁ができること(現場手動含む)										・主蒸気逃がし弁4箇										△		△		△		△		△		△																									
第90条 (表90-10-1) 水素濃度監視	モード3、4、5および6	・静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能										・静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能 ・原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が動作可能 ・原子炉格納容器水素燃焼装置の所要数が2系統の電源から受電可能 ・原子炉格納容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能										・静的触媒式水素再結合装置5基 ・静的触媒式水素再結合装置5箇 ・原子炉格納容器水素燃焼装置3箇 ・原子炉格納容器水素燃焼装置13箇 ・空冷式非常発電装置 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タックローリー		×		×		×		×		×		×		×		×		×		×															
第90条 (表90-10-2) 水素濃度監視	モード3、4、5および6	・可搬型格納容器水素ガス濃度計等による水素濃度監視										・原子炉格納容器水素ガス濃度計1個、格納容器水素ガス入試料冷却装置1台、格納容器水素ガス試料冷却装置1台および格納容器水素ガス試料冷却装置1箇										・可搬型格納容器水素ガス濃度計1個 ・格納容器水素ガス入試料冷却装置1台、格納容器水素ガス試料冷却装置1箇		×		×		×		×		×		×		×		×		×																	

定期事業者検査時の安全管理の計画

定期事業者検査時の安全管理の計画

